

○財務省告示第百五十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年四月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年五月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第百十七  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

・別債行争非者特国札非  
 第参市及入価者・別債発競  
 II加場び札格第参市行争  
 非者特国発競I加場入

イ

ハ

争入札発「と  
 市場特別参加者  
 るものによる発  
 参加者にと  
 て、財務大臣が  
 し、後に「入札  
 び価格競争入札  
 価格競争入札の  
 一、国債市場特  
 を定めるも、に  
 市場特別参加者  
 であつて、特別  
 競争入札と「  
 競争入札の決定  
 とするも、  
 競争入札の  
 競争入札の  
 得られる  
 価格を募  
 入額に  
 格を  
 より  
 加重  
 平均  
 し

各申込みの応募額を割り  
 申込みのうち応募額を  
 順次割り  
 入札競争  
 各申込みの  
 うち  
 応募額を  
 順次  
 割り  
 入札  
 競争  
 各  
 申込み  
 の  
 うち  
 応募  
 額を  
 順次  
 割り  
 入札  
 競争

六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

国 債 市 場

ニ

国 債 市 場  
行 争  
入 価  
札 格  
発 競

特別会計に関する法律第四十六  
 二、千三百七十四億円  
 三、千七百七十四億円  
 四、千九百七十四億円  
 五、千九百七十四億円  
 六、千九百七十四億円  
 七、千九百七十四億円  
 八、千九百七十四億円  
 九、千九百七十四億円  
 十、千九百七十四億円  
 十一、千九百七十四億円  
 十二、千九百七十四億円  
 十三、千九百七十四億円  
 十四、千九百七十四億円  
 十五、千九百七十四億円  
 十六、千九百七十四億円  
 十七、千九百七十四億円  
 十八、千九百七十四億円  
 十九、千九百七十四億円  
 二十、千九百七十四億円  
 二十一、千九百七十四億円  
 二十二、千九百七十四億円  
 二十三、千九百七十四億円  
 二十四、千九百七十四億円  
 二十五、千九百七十四億円  
 二十六、千九百七十四億円  
 二十七、千九百七十四億円  
 二十八、千九百七十四億円  
 二十九、千九百七十四億円  
 三十、千九百七十四億円  
 三十一、千九百七十四億円  
 三十二、千九百七十四億円  
 三十三、千九百七十四億円  
 三十四、千九百七十四億円  
 三十五、千九百七十四億円  
 三十六、千九百七十四億円  
 三十七、千九百七十四億円  
 三十八、千九百七十四億円  
 三十九、千九百七十四億円  
 四十、千九百七十四億円  
 四十一、千九百七十四億円  
 四十二、千九百七十四億円  
 四十三、千九百七十四億円  
 四十四、千九百七十四億円  
 四十五、千九百七十四億円  
 四十六、千九百七十四億円  
 四十七、千九百七十四億円  
 四十八、千九百七十四億円  
 四十九、千九百七十四億円  
 五十、千九百七十四億円  
 五十一、千九百七十四億円  
 五十二、千九百七十四億円  
 五十三、千九百七十四億円  
 五十四、千九百七十四億円  
 五十五、千九百七十四億円  
 五十六、千九百七十四億円  
 五十七、千九百七十四億円  
 五十八、千九百七十四億円  
 五十九、千九百七十四億円  
 六十、千九百七十四億円  
 六十一、千九百七十四億円  
 六十二、千九百七十四億円  
 六十三、千九百七十四億円  
 六十四、千九百七十四億円  
 六十五、千九百七十四億円  
 六十六、千九百七十四億円  
 六十七、千九百七十四億円  
 六十八、千九百七十四億円  
 六十九、千九百七十四億円  
 七十、千九百七十四億円  
 七十一、千九百七十四億円  
 七十二、千九百七十四億円  
 七十三、千九百七十四億円  
 七十四、千九百七十四億円  
 七十五、千九百七十四億円  
 七十六、千九百七十四億円  
 七十七、千九百七十四億円  
 七十八、千九百七十四億円  
 七十九、千九百七十四億円  
 八十、千九百七十四億円  
 八十一、千九百七十四億円  
 八十二、千九百七十四億円  
 八十三、千九百七十四億円  
 八十四、千九百七十四億円  
 八十五、千九百七十四億円  
 八十六、千九百七十四億円  
 八十七、千九百七十四億円  
 八十八、千九百七十四億円  
 八十九、千九百七十四億円  
 九十、千九百七十四億円  
 九十一、千九百七十四億円  
 九十二、千九百七十四億円  
 九十三、千九百七十四億円  
 九十四、千九百七十四億円  
 九十五、千九百七十四億円  
 九十六、千九百七十四億円  
 九十七、千九百七十四億円  
 九十八、千九百七十四億円  
 九十九、千九百七十四億円  
 百、千九百七十四億円

十 十		九 八		七																									
ロ	イ	振	額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特		
競	入	替	振	額	額	行	入	札	第	別	債	行	入	札	第	別	債	発	競	札	格	込	行	入	札	第	別		
争	行	単	替	面	面	争	発	発	Ⅱ	Ⅰ	場	争	発	競	Ⅰ	場	場	行	入	行	争	金	発	札	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		
入	行	位	位	金	金	金	金	金	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	額	額	額	額	額	額	額	
額	上	額	平	す	の	振	五	円	三	円	二	百	十	十	二	で	た	条	三	利	第	一	千	九	百	十	億		
面	の	面	成	る	記	替	万	円	千	円	千	億	億	億	億	三	利	一	千	付	項	の	規	定	に	基	づ		
金	そ	金	二	。整	載	法	円	円	九	百	七	十	五	億	千	九	億	千	五	万	六	千	五	億	円	て	、		
額	れ	額	十	数	又	の			十	一	億	九	千	五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	額	面	金	
百	ぞ	百	六	倍	は	規			一	億	九	千	五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	
円	れ	円	年	の	記	定			億	九	千	五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し	
に	の	に	四	金	録	に			九	千	五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し		
つ	応	つ	月	額	は	よ			千	五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し			
き	募	き	十	に	、	る			五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し				
百	価	百	七	よ	最	振			五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し				
円	格	円	日	る	低	替			五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し				
五		四		も	額	口			五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し				
錢		錢		の	面	座			五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し				
		以		と	金	簿			五	百	五	十	万	千	七	万	六	千	五	億	円	額	金	行	し				

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、

(一) 年  
○ ・ 二 パーセント  
は、募入決定の通知を受け、  
式により払込金額に追加した額を次の算  
式により算出した日額を第  
十号に規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{28}{365}$$

(二) 発行時において、その利率に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとの記載又は記録さるるの  
座についで又は記録さるるの  
にり算出した金額から該金に  
よりに百分の二十・三・五乗  
額に金額の二・三・五乗  
じた金額(ただし、取得者  
を發行時にあたし、  
が非居住者又は外国に  
る場合又は前記(一)の算  
よる算出た額は、  
住者又は外国人に  
住居を算するに  
受居るに

十四 初期利子  
 十五 第二期以後の利子  
 十六 償還期限  
 十七 償還金額  
 十八 元利支額  
 十九 払場所  
 二十 入札参加者  
 二十 払込期日

ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成二十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。  

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$
 毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以、前六月間に属する利子を支払う。平成三十一年三月二十日額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十六年四月十七日